

お知らせ

ふるさと納税返礼品協力事業者向け説明会および個別相談会を開催します

▷日時 7月13日(休)午後2時～5時30分
▷場所 区役所10階1001会議室
※オンラインでも可
▷定員 50事業者(先着順)
※1事業者2人まで
▷対象 新規で参加を考えている方、返礼品協力事業者としてすでに登録いただいている方
▷内容 ふるさと納税制度概要、ふるさと納税市場の動向(全国・台東区)、寄附者から選ばれる返礼品を目指すための工夫等
※説明会后、個別相談会(先着20事業者)あり。詳しくは、区HPをご覧ください。
▷申込方法 区HPから申込み
▷申込締切日 7月7日(金)
▷申込み・問合せ 企画課
TEL (5246) 1013



住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します

▷公表する閲覧状況 4年4月～5年3月分
▷期間 7月1日(出)～31日(月)
▷公表方法 区HPをご覧ください。下記問合せ先へ
▷問合せ 戸籍住民サービス課(区役所1階2番) TEL (5246) 1161

電動キックボードの登録受付を開始します

7月1日、改正道路交通法の施行により、新区分「特定小型原動機付自転車」(電動キックボード等)が創設されます。電動機の定格出力が0.6kw以下であって長さが

1.9m、幅0.6m以下かつ最高速度が20km/h以下など、条件に該当する車両を所有している場合は、「特定小型原動機付自転車」として申請・登録が必要となります。登録時に必要な書類や、購入した車両が特定小型原動機付自転車に該当するかなど、詳しくは下記へお問合せいただくか、区HPをご確認ください。

▷申請場所 税務課税務係(区役所3階⑩番窓口)または戸籍住民サービス課(1階②番窓口)
▷受付開始日 7月3日(月)
▷問合せ 税務課税務係
TEL (5246) 1101

子育て・教育

子育て心理相談

▷日時 ①7月19日(休) ②25日(火) ①②午前9時30分～11時
▷対象 区内在住で就学前の子供を育てている方
▷場所・申込み・問合せ
①浅草保健相談センター
TEL (3844) 8172
②台東保健所保健サービス課
TEL (3847) 9497

幼児食へのステップアップ教室(予約制)

▷日時 7月28日(金)午後1時30分～2時30分
▷場所 台東保健所3階大会議室
▷対象 区内在住の令和4年3月～8月生まれの子供の保護者(第1子、初めて参加する方優先)
▷定員 20組(先着順)
▷内容 離乳食から幼児食へステップアップする頃のポイント、試食(保護者のみ)

ハクビシン、アライグマの被害を防ぐために

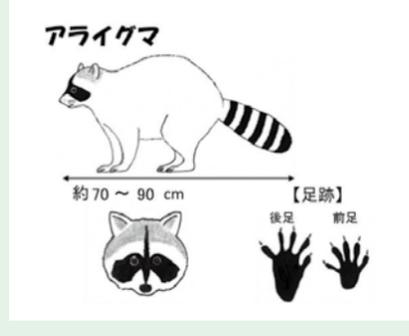
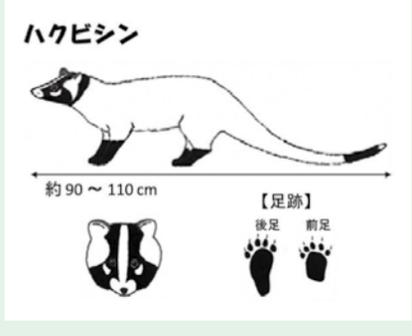
ハクビシン、アライグマが敷地内の果実を食べたり、天井裏にすみつく等の相談が増えています。生態や習性を知り、被害を防ぎましょう。

- 被害を防ぐための対策
- ・敷地内の果実は早めに収穫するか、網などをかけましょう。また、落下した果実はすぐに処理しましょう。
 - ・ハクビシンは夜行性です。夜にごみを出すのはやめましょう。
 - ・ハクビシンは頭が入れば5cm程度の狭い隙間を自由に通り抜けることができます。進入口になるような隙間(縁の下、換気口、軒下など)をふさぐ、

屋根に登れるような庭木の枝を剪定するなどの対策をしましょう。

●ハクビシン・アライグマ捕獲事業について 区では、ハクビシン、アライグマがすみついた民家(民有地)を対象に「箱わな」を設置して捕獲・駆除する事業を行っています。この事業を利用するには、箱わな設置場所所有者の許可を得ていること、毎日の見回り、捕獲時の連絡等の協力などいくつかの条件があります。事前にご相談ください。

▷問合せ 環境課
TEL (5246) 1283



▷申込開始日 6月21日(休)午前9時
▷申込み・問合せ 台東保健所保健サービス課
TEL (3847) 9440

です。ご自身で納める必要はありません。
▷普通徴収(納付書による納付、または口座振替)の方

毎月の納期限までに同封の納付書、または口座振替で納めてください。スマートフォンによる納付(モバイルレジ、LINE Pay、PayPay)も可能です。

※今まで普通徴収で、5年4月1日時点で高齢年金等が年額18万円以上ある方は、10月以降特別徴収に変わる予定です。

●満70歳以上で東京都シルバーパスを購入予定の方へ

購入の際、この納入通知書が必要となる場合があります。再発行はできませんので、大切に保管してください。

▷問合せ 介護保険課
TEL (5246) 1246

保険・年金

～65歳以上の方へ～ 5年度介護保険料の納入通知書を送ります

5年度の住民税が決まりましたので、確定した介護保険料の納入通知書を7月上旬に送ります。

▷特別徴収(年金天引き)の方
年金から差し引かれる保険料のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入している方へ

●5年度後期高齢者医療保険料の納入通知書を送ります

今年度の住民税が決まりましたので、確定した後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月中旬頃に送ります。

- ▷特別徴収の方 年金から差し引かれます。ご自身で納める必要はありません。
▷普通徴収の方 同封の納付書または口座振替で納めてください。
※普通徴収の方の納付は口座振替が便利です。

※現在まで普通徴収で、5年4月1日時

時点で高齢年金等が年額18万円以上あり、介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超えない方は、10月以降特別徴収に変わる予定です。

●後期高齢者医療保険料の軽減措置について

▷均等割額の軽減 所得の低い方は、世帯主及び同じ世帯の被保険者全員の所得に応じて保険料の均等割額(年額46,400円)が軽減されます。

▷問合せ 国民健康保険課後期高齢者保険係 TEL (5246) 1491

【均等割額の軽減】

| 総所得金額等の合計が下記に該当する世帯 | 軽減割合 (軽減後の金額) |
|---|------------------|
| | 令和5年度 |
| 43万円+{(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円)以下 | 7割 (13,920円) |
| 43万円+{(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円)+29万円×(被保険者数)以下 | 5割 (23,200円) |
| 43万円+{(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円)+53.5万円×(被保険者数)以下 | 2割 (37,120円) |

※被保険者と同一世帯に属する世帯主および被保険者のうち、年金または給与所得者の数が2人以上の場合、{}内を計算した額で判定します。
※軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で資格取得した方は資格取得時)における世帯状況により行います。
※65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、年金所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

育児相談

保護者の方や子供同士の交流を再開しています。原則予約制です。母子手帳をお持ちください。また、体調不良の際は、ご利用をお控えください。詳しくは、区HPをご確認ください。

●1～3か月児の育児相談

| 日時 | 場所 |
|-----------------------|------------|
| 7月18日(火)午後1時～3時30分 | 浅草保健相談センター |
| 7月19日(水)午後1時30分～3時30分 | 台東保健所 |

●育児相談(対象は1歳5か月までの子供)

| 日時 | 場所 |
|---------------------------|--------------------|
| 7月4日(火)午前10時～11時30分 | 日本堤子ども家庭支援センター谷中分室 |
| 7月6日(木)午前10時～11時30分 | 日本堤子ども家庭支援センター |
| 7月12日(水)午前10時～11時30分 | 台東子ども家庭支援センター |
| 7月14日(金)午前10時～11時30分 | 寿子ども家庭支援センター |
| 7月18日(火)午前9時30分～11時30分(※) | 浅草保健相談センター(予約不要) |
| 7月19日(水)午前9時30分～11時30分(※) | 台東保健所(予約不要) |

●とことこ育児相談(対象は1歳6か月以上の子供)

| 日時 | 場所 |
|----------------------|------------|
| 7月19日(水)午前9時30分～11時 | 浅草保健相談センター |
| 7月25日(火)午前10時～11時30分 | 台東保健所 |

申込み・問合せ 浅草保健相談センター TEL (3844) 8172
台東保健所保健サービス課 TEL (3847) 9497